

訪問介護重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3960-1005(受付時間/月～金:8:30～17:00)

FAX 03-3960-0663

担当 利用者様サービス係

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 訪問介護ビオラの概要

(1) 事業者の所在地及び提供できるサービス地域等

事業者名	医療法人財団 朔望会 訪問介護ビオラ
所在地	東京都板橋区前野町3-36-10
事業者番号	訪問介護(東京都 1371900570号)
サービスを提供する地域	板橋区

(2) 事業者の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)			1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士等	3名(1)	名()		3名(1)
事務職員		1名()	名()		1名()
従事者	介護福祉士	名()	名()	訪問介護	名()
	2級修了者	名()	名()	訪問介護	名()
	初任者研修修了者	名()	名()	訪問介護	名()
	看護師	名()	名()	訪問介護	名()
	その他	名()	名()		名()

()内は男性職員

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	—	
土・日・祭日	○	○	○	—	

* 時間帯により料金が異なります。

* 年末年始(12月31日～1月3日まで)は基本にお休みです。

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 食事準備/配膳/見守り/摂取量チェック/後片付け
 - ・入浴介助 入浴準備/入浴中の介助/入浴後の水分補給/身支度介助
 - ・排泄介助 トイレ誘導/オムツ・リハビリパンツの交換/排泄状態の確認
 - ・清拭 全身清拭/手足等の部分浴/陰部清拭
 - ・体位変換 ベッド静養中の体位の変換
- 等

(2) 生活援助

- ・買物 買い物の代行／出納帳記入／購入物の収納
 - ・調理 献立相談／要望に合わせた調理／配膳と片付け
 - ・掃除 身の回りの掃除／整理整頓
 - ・洗濯 洗濯・物干し／乾燥後のたたみ／収納・整理／アイロン掛け
- 等

(3) その他のサービス

- ・介護相談等 介護でお困りのことはお気軽にご相談ください。

4. 利用料金

(1) 利用料

お支払いいただく料金は下記のとおりです。

区分	提供時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分増す毎に加算
身体介護	利用料	2,280円	3,408円	5,403円	7,911円	1,140円
	介護給付(利用料金の9割)	2,052円	3,067円	4,862円	7,120円	1,026円
	利用者負担(利用料金の1割)	228円	341円	541円	792円	114円
	利用者負担(利用料金の2割)	456円	682円	1,081円	1,583円	228円
	利用者負担(利用料金の3割)	684円	1,023円	1,621円	2,374円	342円

	提供時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料	2,496円	3,066円
	介護給付(利用料金の9割)	2,246円	2,759円
	利用者負担(利用料金の1割)	250円	307円
	利用者負担(利用料金の2割)	500円	614円
	利用者負担(利用料金の3割)	749円	920円

初回加算 325円(1割)548円(2割)821円(3割)/月

サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問を行った場合(同行含む)。
また、入院、入所などにより2ヶ月以上サービスを利用せず再開した場合や要介護がはずれ、
2ヶ月以上後に再び要介護度が付きサービス利用を再開した場合。

緊急時訪問介護加算 137円(1割)274円(2割)411円(3割)/回

サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合。

生活機能向上連携加算 137円(1割)274円(2割)411円(3割)/月

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士(以下「理学療法士等」という)による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携しサービス提供を行った場合。
(当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間算定)

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

算定した利用料の1000分の224に相当する。

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。
- * やむを得ない事情のもとに、利用者の同意を得て、事業者の職員2人でサービスを提供した場合は、2倍の料金となります。
- * 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定単位数に90/100、同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、85/100を乗じたものとなります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話03-3960-1005)

① ご利用の前日17:00までにご連絡いただいた場合	無料
② 当日ご利用時間の3時間前までにご連絡いただいた場合	一律 1000円
③ 当日ご利用時間までにご連絡がなかった場合 (ヘルパーがお伺いした場合)	一律 2000円

※やむを得ない事情の場合はこの限りではありません。

(4) その他

① 利用者の方の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。

お支払い頂きますと、領収書を発行します。お支払いの方法は、現金払い、銀行振込、口座振替、自動払込みの何れかになります。尚、銀行振込での支払手数料は、利用者等の負担となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

最初は、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

契約を結び、訪問介護計画を作成してサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までにお申し出下さい。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに通知し他事務所を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)若しくは要支援1、要支援2と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者等は通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または、利用者等が当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事前に通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

10. サービスの利用に当たってご留意いただきたい事項

事業者又は事業者の職員に対する、下記に例示するがこれに限られない身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為等(以下「ハラスメント行為」という。)を禁止行為とします。

- (1) 利用者又はその家族等による、事業者の名誉等又は事業者の職員の人格・尊厳や平穏な生活を否定する様な言動等を行うこと。
- (2) 利用者又はその家族等による、事業者のサービスに対する、合理的な範囲を超えるクレームや要求を行うこと。
- (3) 利用者又はその家族等による、事業者の業務に対する、不必要な干渉や妨害を行うこと。
- (4) 利用者又はその家族等による、事業者の職員等に対するセクシャルハラスメント

※ 例

- ① 大声、暴言、罵声、執拗にあるいは繰り返して職員を責める、恫喝する。
- ② インターネット上の投稿(職員の氏名等の公開、事業者又は職員の名誉、人格等を棄損するあるいは毀損させる行為)
- ③ 事業者へのサービス外のサービスの要求、事業者のサービスに対するクレームあるいはその他の不当な要求のために行われる、合理的な範囲を超える事業者の職員の長時間の拘束、事業者又は関連事業者の施設あるいは職員の自宅等への居座り、事業者、関連事業者又は職員への長時間の電話。合理的な範囲を超えて繰り返される同様な行為。
- ④ 脅迫的な言動(SNSやマスコミへの暴露のほめかしを含む)、反社会的な言動によるサービス要求等
- ⑤ 職員に対するつきまとい、わいせつ行為、盗撮、性的な言動や性的な装飾物の設置等

11. 感染症対策について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 不可抗力にともなう非常事態発生時の対応と業務の継続について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 上記(1)~(3)にかかわらず、以下の場合、サービスの提供の休止、中断、延期、変更を行うことがあります。
 - ① 地震、台風の直撃にともなう大雨や暴風、局地的豪雨・竜巻・大雪・路面凍結等の発生によって、下記の事態が発生したとき・利用者の自宅の物的被害や、利用者・利用者の同居の家族の人的被害が発生したとき

- ・当事業所の建物や職員の自宅の物的被害や、職員の人的被害が発生したとき
 - ・当事業所および当事業所の事業の対象地域において停電・ガス共有停止・断水・通信の途絶、交通機関の停止、大規模な渋滞のいずれかが発生したとき
 - ・上記のいずれかの発生の有無にかかわらず、当事業所の職員による訪問のための移動が危険と判断したとき
 - ・当事業所が所在する地域の行政機関(気象庁・区役所など)から、当該地域内を対象として気象に関する警戒レベル4以上相当の警報が発令されたとき
 - ② 当事業所内または当事業所の事業の対象地域において、新型コロナウイルスを含む感染症や伝染病の感染拡大が発生したときまたは感染拡大の発生が予想されたとき
 - ③ 戦争、外国からの攻撃等、暴動、内乱、法令の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の政府の行為、争議の発生にともない、ご利用者および職員の安全が脅かされる、またはサービスの実施が困難と判断したとき
 - ④ 上記①～③以外の事由によって、当事業所内または周辺地域において輸送・通信回線の途絶が発生したとき
 - ⑤ その他、上記各号に類する事態が発生した場合
- (5) 上記の事態が発生した場合または発生が予想された場合、できる限り速やかに利用者又はその家族等に、対応(休止・中断・延期・変更)の内容について連絡いたします。
- 但し、通信の途絶が発生している場合、連絡できないことがあります。
- (6) 当事業所の職員が利用者宅を訪問中に非常事態が発生し、利用者を病院または避難所に搬送する必要性が生じた場合であっても、職員自身の身体生命の安全を図る必要があるとき、単独での対応が困難でかつ近隣住民の支援を得ることが困難な場合は、現場を離れざるを得ないことがあります。

13. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職:所長 氏名:西城 貴吉

14. ハラスメントについて

当事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、ハラスメント防止委員会を設置し、事業所内や利用者に対するハラスメント防止に務めています。

15. 当事業者の概要

名称・法人種別 医療法人財団 朔望会
代表者役職・氏名 理事長 望月 龍二
本部所在地・電話番号 東京都板橋区常盤台2-25-20 電話 03-3960-7211
寄付行為の目的に定めた事業

- 1、病院 診療所
- 2、介護老人保健施設
- 3、地域包括支援センター
- 4、居宅介護支援事業
- 5、訪問看護ステーション
- 6、訪問介護事業所
- 7、認知症対応型共同生活介護事業
- 8、通所介護事業
- 9、障害者総合支援法の規定する事業
- 10、サービス付き高齢者向け住宅
- 11、住宅型有料老人ホーム
- 12、事業所内保育事業
- 13、その他、上記までに付随する業務

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得、交付しました。

事業者

所在地 東京都板橋区前野町3-36-10
名称 医療法人財団 朔望会
訪問介護ビオラ 印
説明者 所属 訪問介護ビオラ
氏名 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明をうけ、同意し交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印
(代理人) 住所
氏名 印